

各論

第4編 社会福祉の増進

第5章 戦没者の遺族,戦傷病者等の援護

第1節 援護行政の動向

先の大戦が終結してから30年余りを経過した。この間における援護行政は,幾多の変遷を経ながら今日に至っている。戦後の初期にあつては海外からの630万人余りに及ぶ同胞の引揚援護業務が中心であつたが,現在では,軍人,軍属等の戦傷病者及び戦没者遺族の援護業務を中心とし,その他海外に眠る戦没者遺骨の収集や,未帰還者の調査及び引揚者に対する援護,軍人恩給進達,叙位叙勲に関する業務等を行っている。

戦傷病者や戦没者遺族に対する処遇については,毎年法改正を行つて給付内容の改善と対象者の範囲拡大を図り,援護の充実に努めているところであるが,これらの方々の近年における高齢化に伴い,引き続き処遇の充実が要請されている。

また,海外における戦没者遺骨の収集,戦跡慰霊巡拝等について,遺族から推進方につき強い要望があり,中国との国交正常化に伴つて増加した引揚者や一時帰国者等の援護についても,社会的関心が集まつており,引き続き援護施策の充実を図る必要がある。

各論

第4編 社会福祉の増進

第5章 戦没者の遺族、戦傷病者等の援護

第2節 戦没者の遺族、戦傷病者等の援護

1 戦没者の遺族の援護

先の大戦において、公務上の傷病により死亡した軍人、軍属及び準軍属(旧国家総動員法による被徴用者及び動員学徒、軍の要請による戦闘参加者等)は、200万人を超える。これらの者の遺族に対しては、恩給法、戦傷病者戦没者遺族等援護法等により各種の給付が行われている。

(1) 戦傷病者戦没者遺族等援護法による援護

この法律による戦没者の遺族に対する給付には、年金たる遺族年金及び遺族給与金と、一時金たる弔慰金の3種がある。

遺族年金は、軍人、軍属(恩給法該当者を除く。)が公務上の傷病又は勤務に関連した傷病により死亡した場合、その遺族に支給され、遺族給与金は、準軍属が業務上の傷病又は勤務に関連した傷病により死亡した場合、その遺族に支給される。

53年3月末現在の受給人員は第4-5-1表のとおりである。

第4-5-1表 遺族年金及び遺族給与金受給者数

第4-5-1表 遺族年金及び遺族給与金受給者数

(53年3月末現在)(単位:人)

	遺 族 年 金		遺 族 給 与 金
	軍 人	軍 属	準 軍 属
総 数	33,939	61,636	40,875
先 順 位 者	27,231	57,011	36,064
後 順 位 者	6,708	4,625	4,811

厚生省援護局調べ

遺族年金及び遺族給与金(以下「遺族年金等」という。)の額は逐年改善されてきているが、53年においても法改正(戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(53年法律第33号))により、先順位者の額については53年4月から7.18%引き上げられたほか、同年6月から更に大幅に引き上げられ、これにより月額7万1,000円が確保されることとなった。また、後順位者の額も53年4月から引き上げられた。

遺族年金等の額は、第4-5-2表のとおりである。

第4-5-2表 遺族年金及び遺族給与金の額

第4-5-2表 遺族年金及び遺族給与金の額 (単位:円)

	改正前	改正後	
		53年4月から	53年6月から
先順位者	720,000	770,000	852,000
	(生計関係のある後 順位者が1人ある 場合 732,000 生計関係のある後 順位者が2人以上 ある場合 756,000)	(生計関係のある後 順位者が1人ある 場合 782,000 生計関係のある後 順位者が2人以上 ある場合 806,000)	(生計関係のある後 順位者が2人以上 ある場合 876,000)
後順位者	26,400	27,600	

厚生省援護局調べ

(注) 勤務に関連した傷病により死亡した者の遺族については、上記の額の概ね75%相当額

53年の法改正等においては、上記遺族年金等の増額のほかに、支給範囲の拡大として昭和12年11月30日の閣議決定「満洲に対する青年移民送出に関する件」により実施された満洲青年移民が準軍属として処遇された。また、これまで年2回払いであった遺族年金等を54年から年4回払い(毎年1月、4月、7月及び10月にその前月分までを支給)にするとともに、1月支払分は、前年の12月に受け取ることもできるようにされた。

弔慰金は、軍人、軍属及び準軍属(以下「軍人軍属等」という。)が公務上の傷病又は勤務に関連した傷病により16年12月8日以後に死亡した場合、その遺族に支給され、その額は5万円(10年償還の国債)である。

53年3月末までの支給件数は、軍人181万4,287件、軍属13万9,206件、準軍属11万8,426件、総数207万1,919件となっている。

(2) 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法による援護

公務上の傷病又は勤務に関連した傷病により死亡した軍人、軍属等の妻であって、48年4月1日に遺族年金、公務扶助料等の遺族給付を受ける権利を有する者には、その置かれた特別の事情に対する慰籍を目的として、特別給付金(20万円、10年償還の国債)が支給される。

また、20万円の特別給付金を受ける権利を取得した戦没者等の妻が、その後10年を経過した時点で引き続き遺族年金、公務扶助料等の遺族給付を受けている場合には特別給付金(60万円、10年償還の国債)が継続して支給される(第4-5-3表)。

第4-5-3表 特別給付金等の種類

第4-5-3表 特別給付金等の種類

	金額	給付の種類	支給件数 (53年3月末現在)
戦没者等の妻に対する特別給付金	20万円	10年償還無利子の記名国債	418,200
	60万円	10年償還無利子の記名国債	381,936
戦没者等の遺族に対する特別弔慰金	3万円	10年償還無利子の記名国債	662,848
	20万円	10年償還無利子の記名国債	842,799
戦没者の父母等に対する特別給付金	10万円	5年償還無利子の記名国債	16,560
	30万円	5年償還無利子の記名国債	14,348
	60万円	5年償還無利子の記名国債	—
戦傷病者等の妻に対する特別給付金	10万円 (2-5款症の戦傷病者等の妻には5万円)	10年償還無利子の記名国債	116,664
	30万円 (2-5款症の戦傷病者等の妻には15万円)	10年償還無利子の記名国債	36,688

厚生省援護局調べ

(3) 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法による援護

公務上の傷病又は勤務に関連した傷病により死亡した軍人、軍属等の遺族で、50年4月1日において同一の戦没者について遺族年金、公務扶助料等の遺族給付を受ける者がいないものには、国が遺族に対し改めて弔慰の意を表わすことを目的として、特別弔慰金(20万円、10年償還国債)が支給される(第4-5-3表)。

(4) 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法による援護

公務上の傷病又は勤務に関連した傷病により死亡した軍人、軍属等の父母又は祖父母のうち、戦没者の死亡当時、戦没者以外に氏を同じくする子も孫もなく更に48年4月1日までに氏を同じくする自然血族たる子も孫も有するに至らなかった者で、同日において遺族年金、公務扶助料等の遺族給付を受ける権利を有するものには、その置かれた特別の事情に対する慰藉を目的として、特別給付金(10万円、5年償還の国債)が支給される。また、この特別給付金を受ける権利を取得した父母等がその後5年を経過した時点において、引き続き遺族年金、公務扶助料等の遺族給付を受ける権利を有し、かつ、その間に氏を同じくする子も孫も有するに至らなかった場合には、新たに特別給付金(30万円、5年償還の国債)が継続して支給される。

53年度の法改正においては、30万円の特別給付金を受ける権利を取得した父母等であって、その後5年間引き続き上記の条件を満たす場合には、特別給付金(60万円、5年償還の国債)が再継続して支給されることになった(第4-5-3表)。

(5) 戦没者遺族相談員制度

戦没者遺族の福祉の一層の増進を図るため、戦没者遺族相談員の制度が設けられており、全国で、1,410人の民間人が厚生大臣から業務の委託を受けて活動している。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

各論

第4編 社会福祉の増進

第5章 戦没者の遺族,戦傷病者等の援護

第2節 戦没者の遺族,戦傷病者等の援護

2 戦傷病者の援護

先に大戦において公務上又は業務上負傷し又は疾病にかかり,今なお障害を有する軍人軍属等であった者の数は,約15万人に及ぶが,これらの戦傷病者に対する援護は,恩給法又は戦傷病者戦没者遺族等援護法による年金給付と戦傷病者特別援護法による医療給付等がその中心となっている。このほか戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法により,戦傷病者等の妻に特別給付金が支給されている。

(1) 戦傷病者戦没者遺族等援護法による援護

この法律によって戦傷病者(恩給法該当者を除く。)に障害年金又は障害一時金が支給されている。53年3月末現在の障害年金の受給者数は,軍人371人,軍属2,645人,準軍属2,723人,総数5,739人である。また,52年3月末までに障害一時金を受けた者は656人である。

53年法改正により,障害年金及び障害一時金の額は,53年4月から7.18%引き上げられ,同年6月から更に不具廃疾の程度に応じ,3万円から6万円の範囲内で引き上げられた。この結果第1項症の程度の障害を有する者に対する年金額は,53年4月から293万2,000円に,同年6月から299万2,000円になった。

また,扶養親族加給の額は,53年4月から,配偶者については9万6,000円に,その他の親族2人までについては1人につき2万7,600円(配偶者がいないときは,そのうち1人に限り6万円)に引き上げられた。

第2項症以上の重度の障害年金に支給される特別加給の額についても,53年6月から15万円に引き上げられた。その他支給範囲の拡大として,満洲青年移民で障害を有する者には,障害年金が支給されることになった。

(2) 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法による援護

公務上の傷病又は勤務に関連した傷病により,48年4月1日において障害年金,増加恩給等を受けていた者の妻又は同日までに障害一時金,傷病賜金等を受けたことがある者の妻には,戦傷病者等の妻として置かれた特別の事情に対する慰籍を目的として,特別給付金(障害の程度に応じ10万円又は5万円,10年償還の国債)が支給される。また,10万円又は5万円の特別給付金を受ける権利を取得した戦傷病者等の妻が,その後10年を経過した時点において引き続き夫である戦傷病者等が障害年金,増加恩給等を受けている等の場合には,特別給付金(30万円又は15万円,10年償還の国債)が継続して支給される(第4-5-3表)。

(3) 戦場病者特別援護法による援護

戦傷病者には,戦傷病者手帳が交付され(53年3月末現在15万5,595人),次のような援護が行われている。

ア 療養の必要があると認定した者に療養の給付を行う(53年3月末現在の受給者数6,477人)。

イ 長期入院患者に療養手当を支給する。支給額は53年4月から月額1万3,770円になった。(53年3月末の受給者数92人)。

ウ 療養の給付を受けている者が死亡した場合,その遺族に葬祭費を支給する。支給額は,53年4月から7万4,000円になった(52年度の支給件数143件)。

エ 更生するため医療の必要があると認定した者に更生医療の給付を行う(52年度の支給件数6件)。

オ 補装具の支給及び修理を行う(52年度の総件数6,817件)。

カ 重度戦傷病者を国立保養所に収容する。

キ 戦傷病者及びその介護者が日本国有鉄道の鉄道又は連絡船を利用する場合に無賃の取扱いをする(52年度の乗車券引換証交付人員12万6,164人)。

なお,53年度においては,戦傷病者がこの法律による国鉄無賃乗車制度を利用するに際して,特急料金についても免除の取扱いとなることとされた。

また,戦時中,戦傷の診断に際し使用された造影剤トロトラストについては,51年度の予備調査の結果をふまえ,52,53年度の両年度において戦傷病者に対し呼びかけを行い,トロトラスト注入の有無を検診することになっている。トロトラスト注入者については,必要な医療の給付や障害程度に応じた年金の支給等の援護措置が行われる。

その他,この法律により,戦傷病者の更生や職業その他生活上の問題について,戦傷病者の相談相手となって必要な助言指導を行う戦傷病者相談員の制度が設けられており,現在全国で940人の民間人が厚生大臣からの委託を受けて活動している。

各論

第4編 社会福祉の増進

第5章 戦没者の遺族,戦傷病者等の援護

第2節 戦没者の遺族,戦傷病者等の援護

3 全国戦没者追悼式

先の大戦において死亡した300万人余りの軍人,軍属,準軍属及び一般市民に追悼の誠をささげるため,政府は38年から毎年8月15日に全国戦没者追悼式を挙行している。

52年の式典は,天皇陛下御臨席の下に,東京北の丸公園の日本武道館において,全国の戦没者遺族代表をはじめ,国会,政府,その他各界の代表等約6,800人が参列して厳粛にとり行われた。

各論

第4編 社会福祉の増進

第5章 戦没者の遺族,戦傷病者等の援護

第2節 戦没者の遺族,戦傷病者等の援護

4 海外戦没者遺骨収集等

(1) 海外戦没者遺骨収集

海外戦没者の遺骨収集については,28年から33年までの第一次計画,42年から47年までの第二次計画,次いで48年から50年までの第三次計画に基づいて,それぞれ旧主要戦域に遺骨収集団を派遣して実施してきたところである。

51年以降は計画期間中入域不許可等の事情から遺骨収集の目的が十分に果たせなかった地区及び新たにもたらされた確度の高い情報に基づいた地区について,遺骨収集を行うこととしており,52年度において実施した戦域は次のとおりである。

インド

ブーゲンビル島(ラバウル及び西部ソロモン諸島を含む)

タイ(調査を含め3回)

マリアナ諸島

フィリピン

ウェーク島

沖縄

硫黄島

泰東丸

なお,53年度は52年度と同様,マリアナ諸島,エニウエトク環礁,フィリピン,沖縄,硫黄島について遺骨収集を実施する予定である。

(2) 戦跡慰霊巡拝

遺骨収集事業の特殊性からすべて遺骨を完全に収集することは事実上不可能であるところから,遺族の要

望にこたえるため、旧主要戦域となった陸上及び遺骨収集の望めない海上における戦没者を対象として、51年度から計画的に戦跡慰霊巡拝を行うこととした。

52年度に実施した戦跡慰霊巡拝は次のとおりである。

中部太平洋(マリアナ,トラック,パラオ)

ビルマ

マリアナ諸島

なお、53年度は、インド、中部太平洋(マーシャル,ギルバート),アリューシャン,インドネシア,沖縄について実施する予定である。

(3) 戦没者慰霊碑の建立

戦没者慰霊碑については、旧主要戦域の中心となるべき地域に逐次建立することとし、45年度には硫黄島に「硫黄島戦没者の碑」を建立したのをはじめとし、47年度にはフィリピンのカリラヤに「比島戦没者の碑」を、48年度にはサイパン島に「中部太平洋戦没者の碑」をそれぞれ建立した。

また、52年度から建設をすすめている沖縄戦没者墓苑が53年度末までに竣工する予定である。

各論

第4編 社会福祉の増進

第5章 戦没者の遺族,戦傷病者等の援護

第2節 戦没者の遺族,戦傷病者等の援護

5 戦没者に対する叙位叙勲等

39年1月7日の閣議決定により,戦没者に対する叙位及び叙勲の事務が再開されている。

これらの叙位及び叙勲の対象となる者は,先の大戦に関する勤務に従事し,これに関連して死亡した軍人,軍属等で,その総数は,叙位対象者約8万余人,叙勲対象者は叙位を伴うものを含め約212万人の見込みである。このうち,53年3月第120回発令まで約201万5,000人に対して叙位又は叙勲が行われた。

また,軍人,軍属のうち,定例叙勲発令済みの者約50万人に対し,45年度より勲記,勲章の伝達を開始され,53年3月までに約35万1,000人に対して賞賜物件の伝達が行われ,さらに,定期(臨時)叙位発令済みの者約36万人に対する位記の伝達は47年度から開始され,53年3月までに約24万6,000人に対し位記の伝達が行われた。

各論

第4編 社会福祉の増進

第5章 戦没者の遺族,戦傷病者等の援護

第3節 未帰還者の調査と引揚者の援護等

1 未帰還者の調査

先に大戦の終結により海外残留を余儀なくされた未帰還者は,53年3月末現在で2,159人となっている。その地域別内訳は,中国1,729人,ソ連236人,南方98人,北朝鮮96人である。

52年度における調査究明の結果,死亡報告を行った者37人,戦時死亡宣告の審判が確定した者63人,帰還した者318人,その他5人,計423人が減少し,一方,新たに228人が未帰還者としては握された。このため未帰還者数は,51年度末より195人減少した。

未帰還者の調査は,帰還者から情報の提供を受けるほか,外交折衝赤十字ルート等による話合いによって行っている。未帰還者の多い中国については,47年の日中国交正常化以後,調査が著しく進展し,多くの者の消息を明らかにすることができた。

また,中国においては,幼少時に終戦の混乱の中で肉親と生別又は死別し,自分の身元を知らないまま成人した者,いわゆる「中国残留孤児」が多数に昇っている。これらの孤児から寄せられた身元調査依頼は,日中国交正常化以後約650件に及んでいるが,調査の結果,このうち290人余りの身元を確認することができた。

各論

第4編 社会福祉の増進

第5章 戦没者の遺族,戦傷病者等の援護

第3節 未帰還者の調査と引揚者の援護等

2 引揚者等の援護

(1) 引揚者の援護

終戦に伴う海外からの日本人の引揚げは,34年の集団引揚げが終了した後は,個別に航空機又は便船を利用して続けられている。

これら引揚者に対する援護としては,航空運賃又は船運賃の国庫負担,上陸地における帰還手当及び帰郷旅費の支給,落ち着き先までの移送,引揚者生活指導員の派遣,日本語習得教材の配付等が行われ,また,ソ連及び中国からの引揚者については,居住地から出国地までの旅費を国において負担する措置が講じられている。

最近,中国,ソ連及び韓国から個別に引揚げが行われており,同伴家族を含め52年度にはその数212人となっている。

(2) 一時帰国者の援護

終戦前から中国に居住する日本人で戦後初めて墓参,親族訪問等の目的をもって本邦に一時帰国(いわゆる里帰り)を希望する者に対しては,中国の居住地から日本の落ち着き先まで及び日本の落ち着き先から中国の居住地までの一時帰国に必要な往復旅費を国において負担する措置が48年10月31日から講じられている。

この結果,53年3月末までに3,966人が本邦に一時帰国し,3,441人が再び中国に渡航した。
